

# 一般社団法人 日本応用数理学会 選挙結果に関する申し合わせ

平成 24 年 7 月 27 日 理事会 制定

## 第 1 条 (目的)

この申し合わせは、一般社団法人日本応用数理学会(以下、学会)の選挙で当選した役員候補者の扱いについて定める。

## 第 2 条 (理事候補者および監事候補者)

総会は、理事および監事を選任する際、理事候補者および監事候補者に関する選挙結果を尊重するものとする。またこのとき、会長候補者および副会長候補者は、理事候補者と同様に扱うものとする。

## 第 3 条 (会長候補者および副会長候補者)

理事会は、会長および副会長を選任する際、会長候補者および副会長候補者に関する選挙結果を尊重するものとする。

## 第 4 条 (改廃)

この申し合わせの改廃は理事会の決議により実施する。